

ポスト構造的兼業としての半農半Xの意義と課題

江 川 章

1. 課題と構成
2. 家族農業の特徴と兼業化の進展
 - (1) 家族農業の特徴
 - (2) 兼業化の展開過程
 - (3) 兼業化の形成要因と構造的兼業
3. ポスト構造的兼業の対応
 - (1) 構造的兼業の崩れ
 - (2) ポスト構造的兼業
 - (3) 地域資源×外部人材の取組
 - (4) 外部人材の多様な就業形態
4. 半農半Xの動向と課題
 - (1) 農業・農村への移住者の動向
 - (2) 半農半Xの実態と特徴：島根県の事例
 - (3) 農ケーションの取組と課題：長野県須坂市の事例
5. 結論と課題

1. 課題と構成

近年の日本農業の情勢をみると、TPP11（2018年11月発効）や日欧 EPA（2019年2月発効）、RCEP（2022年1月発効）のような自由貿易を進める動きが一段と加速している。これら協定による関税の削減・撤廃は輸入量の増大を招き、市場価格の低下を通じて国内農業に影響を及ぼす。こうした輸入圧力は、日本農業の大宗を担う家族農業の経営基盤を揺るがしかねない。

この家族農業をめぐるのは、国内外で対照的な動きがみられる。国外的には家族農業が農業における主要な経営形態であることを踏まえ¹⁾、国連や市民・農民組織では家族農業に重きを置く取組が進められている。国連では国際協同組合年（2012年）、国際家族農業年（2014年）とそれに続く家族農業の10年（2019～2028年）が制定され、家族農業や協同組合が高く評価されている²⁾。ま

1) FAO（2018）によれば、家族農業は世界の農場数の90%以上を占め、世界の食料の80%以上を生産している。

2) 国際家族農業年や家族農業の10年（2019～2028年）に関しては、国連世界食料保障委員会専門家ハイレベル・パネル（2014）、小規模・家族農業ネットワーク・ジャパン（SFFNJ）編（2019）、FAO

た、新自由主義政策に対するオルタナティブとして食料主権を掲げ、農民自身の運動と組織化を進めるビア・カンペシーナ（La Via Campesina：スペイン語で「農民の道」）においても家族農業を基礎にした小規模で持続的な農業が目指されている³⁾。

他方、国内的には農業・農協に関する改正法案（2015年）や農業競争力強化支援法（2017年）のもとで、農業経営のみならず、生産要素市場や生産物市場への企業・事業参入が進められている。これは規制緩和と競争力強化によって、効率的かつ安定的な経営体⁴⁾を育成する構造改革を行うものであり、前述した自由貿易の進展と相まって既存の家族農業に作用する可能性がある。

ただし、国内でも近年は状況が変化している。農林水産省が2019年3月に公表した「食料・農業・農村基本計画」では、農業の持続的な発展に関し、中小・家族経営など多様な経営体による地域の下支えが挙げられている。また、同省が掲げる「みどりの食料システム戦略」（2021年5月）では、環境負荷を軽減するイノベーションによって、大規模経営のみならず、中小・家族経営等も共生する地域社会が推進されている。家族農業に配慮した政策が打ち出された背景には、効率的かつ安定的な経営体だけでは日本の農業・農村をカバーしきれず、中小の経営も包含する必要性が高まったからである。このように、国外的にはもとより、国内的にも家族農業を見直す動きがみられるようになった。

しかし、足元をみると、日本における家族農業は担い手不足が深刻化している。農林業センサスによれば、総農家は2010年の253万戸から2015年の216万戸（10-15年で14.7%減）、2020年の175万戸（15-20年で18.9%減）へと推移し、その減少率が高まっている。また、個人経営体ベースのみ世帯員の平均年齢（2020年）は、農業従事者では62.3歳（15年：60.1歳）、基幹的農業従事者では67.8歳（15年：67.1歳）となっており、高齢化も進行している。家族農業の量的・質的減少は、地域農業や地域社会を支える基盤が脆弱化していることを意味している。こうした現実的な動向を踏まえながら、家族農業の評価を行い、政策支援につなげていくことが今後の重要な取組課題だといえるだろう。

そこで、本稿では家族農業の性格と意義を整理したうえで、今後の家族農業のあり方について兼業化を軸に分析することを目的とする。後述するように、家族農業の本質的性格は兼業化にある。家族農業は、経済情勢の影響を受けながらも兼業形態をとることで柔軟に対応し、地域農業の一角を担ってきた。また同時に、地域社会や地域資源、文化の保全・継承にも携わってきたのである。家族農業の兼業化による対応は、国連が指摘する家族農業のレジリエンスの発揮という

(2019)を参照。

3) ビア・カンペシーナの食料主権にかかわる動向については真嶋（2011）を参照。

4) 農林水産省が定義する「効率的かつ安定的な経営体」とは、「主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保しうる経営になっている経営体」を指す。

点にも関連する⁵⁾。

兼業化の観点から家族農業の性格を論じるうえで、現段階における新しい兼業化のかたちとして注目されるのは半農半Xである。半農半Xは、農業に従事しながらも（半農）、農業以外の仕事や趣味等（半X）に取り組むことである。先にみた「食料・農業・農村基本計画」でも、多様なライフスタイルの1つとして半農半Xが取り上げられており、農村の魅力を発信する点が評価されている。本稿は、これからの家族農業のあり方を探るために半農半Xに着目し、ケーススタディをもとにその意義と課題を検討したい。

以下、2では家族農業の特徴である兼業化に着目し、その形成要因と展開過程を整理したうえで構造的兼業の特徴を示す。3では外部人材による地域資源の活用という枠組みからポスト構造的兼業を捉え、外部人材の多様な就業形態と半農半Xとの関連を論じる。4では農村への移住者の動向を踏まえ、半農半Xの事例として島根県と農ケーション（長野県須坂市）を取り上げ、それぞれの取組内容を分析する。最後に5で本稿の結論と残された課題について述べる。

なお、本稿で用いる「家族農業」は、日本を対象とする際には「農家」と呼称する場合があるので留意されたい。

2. 家族農業の特徴と兼業化の進展

（1）家族農業の特徴

家族農業のあり方を分析するうえで、まずその特徴を確認する。国連の国際家族農業年において対象とする家族農業（Family Farming）は、国連で用いられている小規模農業（Smallholder Agriculture）とほぼ同意である。この小規模農業とは、「家族が大半を（またはすべてを）自らの労働によって営んでいる農業経営」であり、「資源基盤（人的資本・自然資本・社会資本・物的資本・貨幣資本）がかりうじて生活を支えられる程度に小規模の農業」となっている⁶⁾。

5) 経済・社会・気候変動のなかでも家族農業が存続している特徴をレジリアンス（Resilience）＝強靱性、柔軟性として捉えている。詳しくはFAO（2019）を参照。

6) 小規模農業に関しては、2018年12月の国連総会で「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」（小農宣言）が採択され、小農の評価が国際的に高まっている。小農宣言における小農とは「自給のためもしくは販売のため、またはその両方のため、1人もしくはその他の人びとと共同で、またはコミュニティとして、小さい規模の農的生産を行っているか、行うことを目指している人、そして、例外もあるとはいえ、家族および世帯内の労働力ならびに貨幣を介さないその他の労働力に大幅に依拠し、土地（大地）に対して特別な依存状態や結びつきを持つ人」（第1条）を指す。なお、小農宣言は賛成119の多数で採択されたが、農業大国のアメリカやイギリス、オーストラリア、ニュージーランドなどは反対し、日本は採択を棄権している。日本における小農の評価については、小農学会編著（2019）や日本村落研究会企画・秋津元輝編（2019）を参照。

また、欧米を中心に家族農業の動向を広範に調査したガッソンとエリントン⁷⁾は、家族農業を Farm Family Business (FFB) とし、その理念型を「事業の主な担い手が家族であり、事業所有と経営管理、そして労働が、農場に暮らし労働もする家族によって結合され、さらに世代間で継承されるもの」と定義している⁷⁾。

以上のことから、家族農業の特徴として、家族労働力で営まれる小規模な農業が世代間で継承されることが挙げられる。ここでのポイントは世代間の継承である。経営的観点からみれば、小規模農業はやがて市場競争から脱落し、次世代には継承されないはずである。しかしながら、依然として家族農業が農業の支配的な組織形態となっていることをみれば、経営論理ではなく、継承そのものが家族農業の規範となっている可能性がある。

この家族農業における継承規範について、家族制度と農地制度の歴史的考察から日本の農家を分析した玉は、農家の最大の価値規範がイエとムラの存続にあるとした⁸⁾。その存続のために農家は地域に定住する必要があるが、経営規模が小さく、世帯員が多いため、農業だけで世帯員を賄うことは困難である。よって、農業とその他の所得源からなる農村世帯の営みがイエとムラの存続を支えてきたとする。このことから、玉は農業が唯一の所得源ではなく、農業とその他の所得源を有する兼業形態が農家の本質的な姿であることを指摘した⁹⁾。前述した国連やガッソンとエリントンも兼業形態について言及しており、兼業化は家族農業の継承のための普遍的対応であるといえるだろう。

(2) 兼業化の展開過程

日本における農家の兼業化は、原始的農村では一般にみられる事象であった。ここでは自然地理的条件のもと、農村や山村、漁村は混然として一体をなしており、農家は漁撈や農耕に従事し、山林地を利用（燃料・建材の採取）してきた¹⁰⁾。

その後、資本主義の発達とともに農村へ商品経済が浸透し、社会的分業を通じた農業・農村の構造変動が生じた。経営規模間の階層移動に着目し、農民層の変動を分析する農民層分解論では、両極分解と中農標準化をめぐる多くの議論が起きたものの¹¹⁾、階層変動だけでは説明できない事象がみられた。それは統計上、戦前から一貫して析出される兼業農家の存在である¹²⁾。

この点に関して、兼業農家の長期的推移を示したものが図1である。20世紀初頭から兼業農家

7) Gasson, Errington (1993) の定義による。

8) 玉 (2006) による。

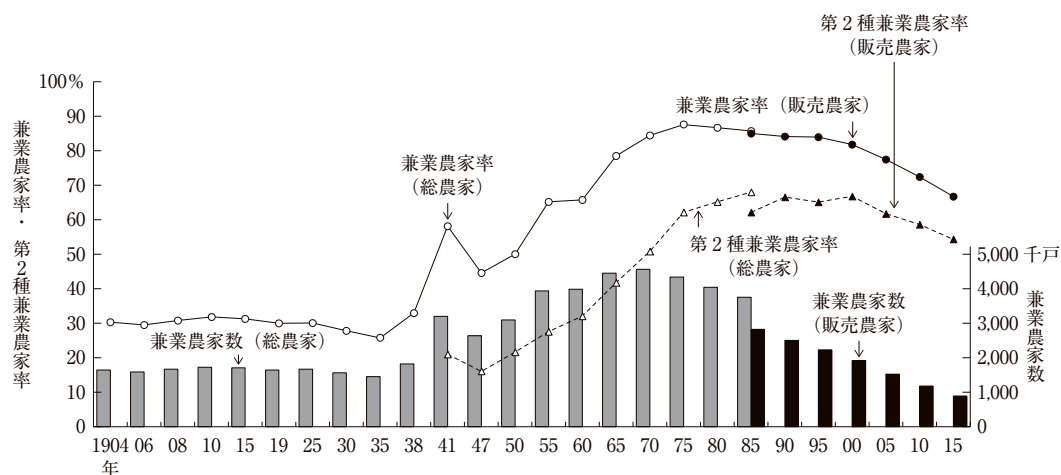
9) 玉 (2020) による。

10) 赤羽 (1969) の4頁。

11) 農民層分解論の展開については宇佐美 (1993) を参照。

12) 兼業農家等の動向については矢口 (2013) を参照。

図1 兼業農家の長期的推移



注：1）1985年までは総農家ベース、1985年以降は販売農家ベースの数値。なお、1985年は両方の数値がある。
 2）第2種兼業農家は1941年からセンサスの統計で把握されるようになった。
 出所：農林業センサス（各年版）

は一定数存在していた。戦前までの兼業農家は200万戸弱、その割合は30%前後で推移しており、この時代に多くみられた兼業形態は自営兼業であった。その後、高度経済成長期に入ると兼業農家は増加し、その割合は1980年代には80%を超える高さとなる。この背景には、後述するように、農村部に農外労働市場が展開し、他産業に恒常的に勤務する農家世帯員が増えたことが挙げられる。同時期に第2種兼業農家（農業収入より他産業収入が多い農家世帯）の割合が高まっていることがそれを裏づけている。

（3）兼業化の形成要因と構造的兼業

兼業農家が農家の過半を占めるようになったのは、前掲図1でみたように高度経済成長期以降である。この時期に兼業化が進展した背景をみると、農業外部の要因として、工業を主とする資本形成が進み、他産業の勤労者世帯と農家との所得格差が拡大したことが挙げられる。1950～60年代における勤労者世帯の世帯員1人当たり家計費は、農家世帯のそれよりも2割から3割ほど高いことから、農家世帯員が他産業に就業する経済的動機が生じる¹³⁾。また、もう1つの農業外部の要因には地方労働市場の展開が挙げられる。高度経済成長期には建設業や製造業の地方での労働力需要が高まり、60年代後半からは大都市で起きた公害問題を回避するため、地方へ工場が進出した。こうした動きを後押しする農村地域工業等導入促進法（1971年）が整備され、農村地域に

13) 農家と勤労者世帯の家計費格差については斎藤（2008）の21頁を参照。

における他産業の就業機会が拡大したのである。

農業外部の要因に加えて、機械化の進展による労働生産性の向上という農業内部の要因も兼業化を促した。当時の基幹作目である稲作では、1950年代には小型機械化体系、60年代には中型機械化体系（乗用トラクター、田植機、自脱型コンバイン）が形成された¹⁴⁾。中小規模の経営に適合的な機械化体系は、この規模層の農業労働時間を節約し、農家世帯員の余剰労働力が他産業へ移行することを可能にした。

このように、高度経済成長期には農業外部の資本によって農家世帯員の労働力を引く力（プル要因）と、農業内部の中型機械化体系の普及によって余剰労働力を押し出す力（プッシュ要因）が作用して兼業化が成立したといえる。これらの要因が地方を舞台に作用したことによって、離村によらない在宅通勤の兼業形態を生み出したのである¹⁵⁾。

こうした要因によって増加した兼業農家は、農外就業先のリスクヘッジをするために離農せず、他方、零細分散錯圃のもとでは規模拡大による剰余の形成が困難であることから、大規模経営に展開することなく滞留した¹⁶⁾。また、他産業に従事した後継者がその後就農（帰農）する傾向がみられることから、世代交代を経ても兼業農家は継承されるという構造的兼業が成立したのである¹⁷⁾。

3. ポスト構造的兼業の対応

（1）構造的兼業の崩れ

構造的兼業は1970年代に形成されたが、1980年代になると兼業農家を取り巻く情勢が変化する。1985年のプラザ合意後の円高は輸出産業に打撃を与え、円高不況を回避する海外への工場移転を招いた。その結果、国内では産業空洞化が生じ、地方での雇用情勢が悪化したのである。

他方、農家内部に目を向けると、農家世帯員の減少と高齢化が進行した。図2には1世帯当たり世帯員数と65歳以上の人口割合を示している。1960年に1戸当たり5人台であった農家世帯員数は、1970～2010年には4人台、2015年以降には3人台へと減少し、一般世帯との格差も縮小している。かつては多世代で構成され、豊富な世帯員を抱えていた農家は他産業への労働力の供給源であったが、近年では余剰人員が乏しくなり、労働力の供給機能が低下している。こうした農

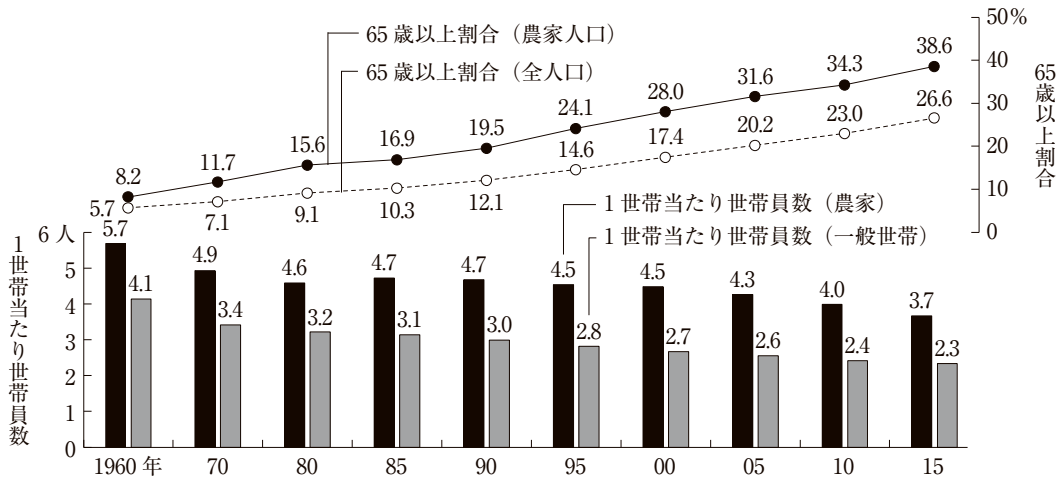
14) 農業の機械化体系の展開については稲本（1978）を参照。

15) 高度経済成長下における在宅兼業の広がりについて経済企画庁『昭和36年・年次経済報告』は「薪炭製造等自営兼業が大きく減少し、恒常的賃労働者、サラリーマン等の安定的被傭兼業が増加した」と指摘している。

16) 矢口（2013）による。

17) 構造的兼業については中安（1988）を参照。

図2 1世帯当たり世帯員数と65歳以上人口の割合の推移



注：1980年までは総農家ベース，1985年以降は販売農家ベースの数値。
出所：農林業センサス（各年版），国勢調査（各年版）

表1 農業後継者の有無別の農家割合（販売農家）

（単位：％）

区分	2000年	2005	2010	2015
農業後継者がいる	70.4	54.6	59.4	48.7
同居後継者	57.3	44.2	41.4	29.9
他出後継者	13.1	10.4	18.0	18.8
農業後継者がいない	29.6	45.4	40.6	51.3

出所：農林業センサス（各年版）

家世帯員の減少に加えて，農家世帯員の高齢化も進行している．65歳以上の人口割合をみると，農家人口では全人口よりも高い水準で推移しており，その差も拡大して2015年では38.6%の高さにある．

また，農業後継者の確保状況を見ると（表1），農業後継者がいる農家割合は2000年では7割であったが，その後は低下傾向を辿り，2015年には5割を切る水準となっている．逆にいえば，過半の農家には農業後継者がいないことを示しており，今後，世代交代に問題を抱える農家が増加する可能性がある．

（2）ポスト構造的兼業

構造的兼業は外部資本の雇用吸収力と，後継者の帰農を内包した農家内部の人材供給力に依拠するが，1980年代以降はいずれの力も弱まり，兼業農家の減少が進むようになった（前掲図1）．

現段階では、兼業形態が構造的兼業から離農につながる経過的兼業へと変化していることがうかがえる¹⁸⁾。経過的兼業とは後継者世代が帰農しない兼業形態であり、世代交代を機に離農する可能性が高い時限的なものである。この兼業形態が主流を占めると、先に示したイエとムラの存続という農家の継承規範を維持することは困難になり、やがては農業・農村の衰退につながる。

したがって、経過的兼業ではない新たな兼業形態－ポスト構造的兼業が農業・農村の現場で模索されている。その際の論点の1つは、外部資本の雇用吸収力の弱まりを受けて、外部に依存しない経済的機会を創出することである。そこで注目されるのは農村に賦存する地域資源を用いて経済活動を興すことであり、たとえば、農業をはじめ、観光農園や農泊、再生可能エネルギーなどの地域資源活用型の事業が挙げられる。

もう1つの論点は、農家内部の人材が減少していることを踏まえ、農村外部の人材を確保・育成することが必要になることである。現状では、農外からの新規就農者（新規参入者）のほか、地域起こし協力隊や半農半Xの実践者などの外部人材が地域資源を活用した経済活動の担い手として期待されている。このように、ポスト構造的兼業では、従来行われていた外部資本による内部人材の吸収から、内部資本（地域資源）による外部人材の確保へ方向転換することが重要な論点になる。

（3）地域資源×外部人材の取組

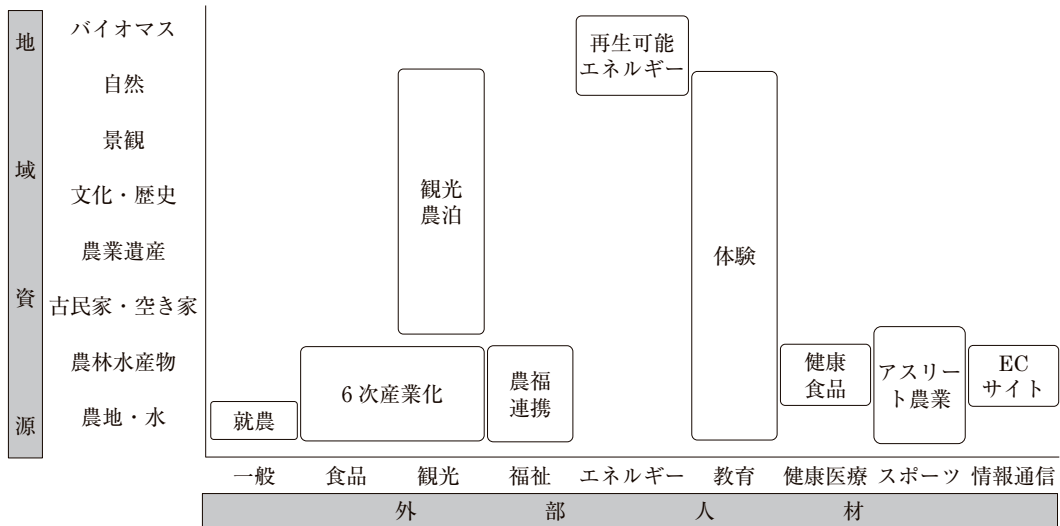
近年、外部人材による地域資源の活用は農林水産省が所管する農村政策の分野でも注目されている。2021年6月に農林水産省が発表した報告書では、地域資源を活用した農村における所得と雇用機会の確保に関する図式が示されている¹⁹⁾。この図式を地域資源と外部人材との関係に置き換えて加筆・修正したものが図3である。ここでは、縦軸に地域資源、横軸に外部人材を置き、両者を組み合わせた様々な事業を示している。たとえば、農林水産物と食品企業との組み合わせは6次産業化であり、農地・水と福祉関係者との組み合わせは農福連携となる。上記の報告書は、こうした地域資源を活用した事業創出や所得向上を農山漁村発イノベーションとして位置づけている。

なお、外部人材が地域資源を活用する場合、権利関係が複雑な地域資源の情報を整備し、多様な外部人材とのマッチングや調整を図る必要がある。そのためには関係者が協力・連携し、受け入れ体制を整備しなければならない。ここでは外部人材に加えて、受け入れ主体という、もう1つの主体を形成することが求められるのである。

18) 矢口（2013）による。

19) 農林水産省に設置された新しい農村政策の在り方に関する検討会・長期的な土地利用の在り方に関する検討会『地方への人の流れを加速させ持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築－令和2年食料・農業・農村基本計画の具体化に向けて』2021年6月の5頁の図2。

図3 地域資源と外部人材を組み合わせた各種事業



出所：新しい農村政策の在り方に関する検討会・長期的な土地利用の在り方に関する検討会『地方への人の流れを加速させ持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築—令和2年食料・農業・農村基本計画の具体化に向けて』2021年6月の5頁の図2を加筆・修正して転載。

（4）外部人材の多様な就業形態

外部人材が地域資源を活用した経済活動を行う場合、その就業形態については議論の余地がある。先に示したように、農村での暮らしを維持するために農家は多様な所得源を確保している。こうしたなか、外部人材が農業だけを所得源にすると、農村での生活が非常に厳しくなる。ポスト構造的兼業では、外部人材の兼業化＝多就業化が重要な論点となる。

そこで、既存の兼業農家と比較するために、前掲図3で示した農林水産物を活用した外部人材（一般企業）が就農することを基礎にして、外部人材の就業形態を考察する。表2は外部人材の就業形態を自営型と雇成型に分け、さらに、それぞれの業種を農業と非農業で区分したものである。農業の自営型（A）は新規就農（新規参入）、農業の雇成型（B）は農業法人等で雇用される雇用就農が該当する。他方、非農業の自営型（C）は食堂や民宿等を開業、非農業の雇成型（D）は地域内企業等への就業を挙げることができる。外部人材に最も期待されているのは農業の担い手としての新規参入であるが、現実的には農業所得だけで生活することは難しい²⁰⁾。

そのため、外部人材の多様な就業形態として、表中A～Dの組み合わせが想定される。その組

20) 全国新規就農相談センター「令和3年度・新規就農者の就農実態に関する調査結果」によれば、農業所得による生計が成り立っている新規参入者は38%と低く、不足分は農外収入や就農前の蓄え等で補填している状況にある。

表2 外部人材の就業形態

区分		就業形態	
		自営型	雇成型
業種	農業	A 新規就農 (新規参入)	B 農業法人等 の雇用就農
	非農業	C 食堂・民宿等 を開業	D 地域内企業 への就業

出所：筆者作成。

み合わせには、①自営型農業×自営型非農業（A×C）、②自営型農業×雇成型非農業（A×D）、③雇成型農業×自営型非農業（B×C）、④雇成型農業×雇成型非農業（B×D）、⑤自営型農業×雇成型農業（A×B）、⑥自営型非農業×雇成型非農業（C×D）という6つのパターンがある²¹⁾。これらのうち、⑥の非農業部門で自営と雇用を兼務するパターンは農業とほとんどかわらないので、ここでは考察対象としない。

したがって、農業とかかわりながら兼業を行う就業形態は①～⑤となり、これらが半農半Xとして位置づけられる（ただし、⑤は半農自営・半農雇用）。具体的に前掲図3でみれば、就農と観光や農泊などが該当し、また同図には掲載していない非農業分野（地域資源とは直接かわりのない分野）と就農との組み合わせもある。

ただし、半農半Xの「X」は就業だけを意味しない。半農半Xを提唱した塩見は「小さな農業で食べる分だけの食を得て、ほんとうに必要なものだけを満たす小さな暮らしをし、好きなこと、やりたいことをして積極的に社会にかかわっていくこと」としており、「X」は趣味や社会貢献などを幅広いものを含む²²⁾。半農半Xは塩見の著書題名のとおり、「半農半Xという生き方」の問題である。こうしたライフスタイルを重視するところに、外部人材の兼業形態の特徴がみられる。農業・農村側からすれば、農業の担い手として活動する外部人材に期待するところは大きい。ポスト構造的兼業ではライフスタイルも内包した半農半Xをどのように評価し、支援するかが農業・農村側に問われる。ここに、前述した受け入れ主体の役割があるといえるだろう。

21) こうした農村でのマルチワークを支援するものとして、特定地域づくり事業協同組合制度が2020年から開始された。この制度は地域内の多様な業種で事業協同組合を設立し、それぞれの業種を組み合わせで年間就業が可能な状態にして外部人材を派遣雇用するものである。

22) 塩見（2003）の2頁。

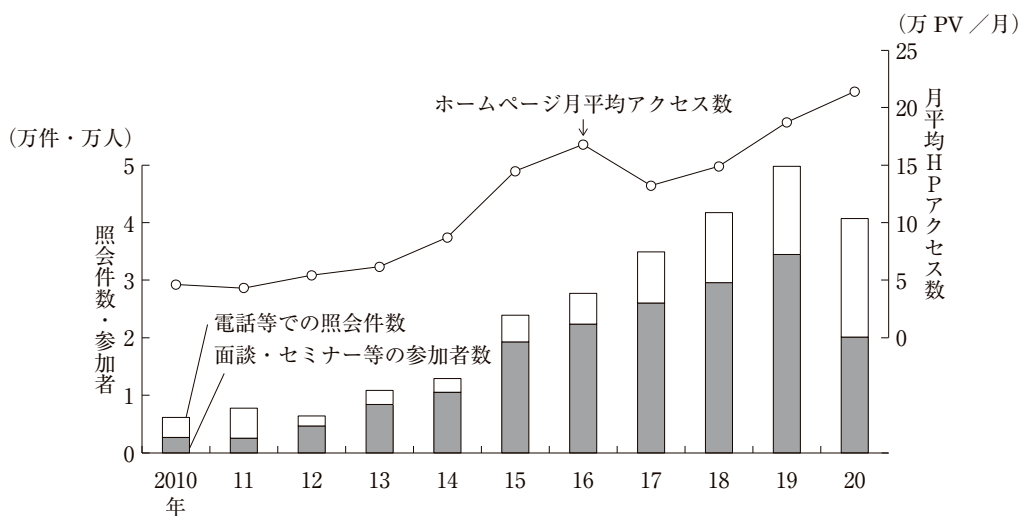
4. 半農半Xの動向と課題

（1）農業・農村への移住者の動向

農業を軸にした多様なライフスタイルを実現するため、外部人材は半農半Xに取り組むが、その行動の起点となるのは農業・農村への移住である。近年では移住希望者を対象とする相談・支援体制の整備が進んでいることから、UIターンの事例が各地で見られるようになった。

こうした動向を確認するため、移住相談を実施している認定NPO法人ふるさと回帰支援センター（以下、センターと略）への問い合わせ状況を図4に示している。ここ10年では、センターが開設しているホームページの月平均アクセス数は増加傾向にあり、センターに電話等で照会した件数も拡大傾向にある。また、実際にセンターに足を運ぶ面談・セミナー等の参加者も増えている（ただし、20年はコロナ禍のため参加者は減少）。移住相談の特徴についてセンターは、①若い世代の地方志向の顕在化、②Uターン志向の増加、③地方都市への人気の高まりを挙げている。その要因として、2008年のリーマンショック、2011年の東日本大震災といった経済・社会情勢の変化が契機となり、若い世代の価値観の多様化や非正規雇用の増大等の労働環境の悪化が起きたことを指摘している²³⁾。

図4 ふるさと回帰支援センターへのHPアクセス数・照会・参加数の推移

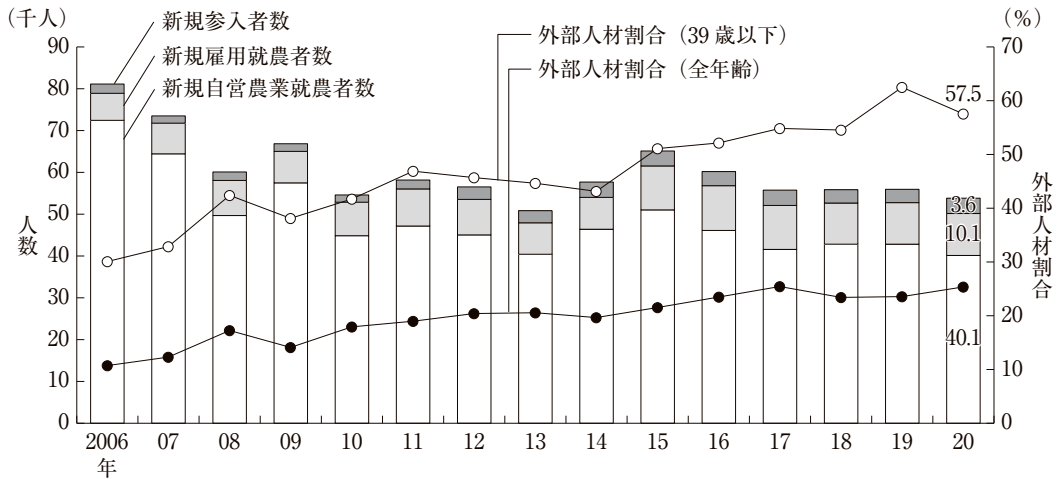


注：東京情報センターのデータを集計したものである。

出所：認定NPO法人ふるさと回帰支援センター「2020年度年次報告書」より作成。

23) ふるさと回帰支援センター「2018年度年次報告書」による。

図5 新規就農者と外部人材割合の推移



注：1）外部人材割合とは、新規就農者全体に占める新規参入者と新規雇用就農者の割合。

2）新規参入者および新規雇用就農者の一部には農家子弟を含む。

出所：農林水産省「新規就農者調査」（各年版）

このような地方移住で選択される職業の1つとして農業がある。農業の担い手不足が深刻化するなか、農外から新規就農者を受け入れる取組が進み、外部人材の新規就農者も増加傾向にある。図5は新規就農者の推移を示している。新規就農者は、農家子弟の新規就農者である新規自営農業就農者のほかに、非農家子弟の新規雇用就農者（農業法人等への就職就農者）と新規参入者（農地等を取得して新たに経営を開始した者）で構成される。新規自営農業就農者が減少しているのに対して、外部人材の新規雇用就農者や新規参入者は一定の人数規模を保っている。その結果、新規就農者に占める外部人材（新規雇用就農者+新規参入者）の割合は上昇傾向にあり、なかでも39歳以下の外部人材の割合は高く、2020年では57.7%と過半を占める。前述した移住希望者に多くみられる若い世代が移住先で農業を選択していることがうかがえる。こうした事態を受けて、現段階では外部人材の受け入れが新規就農対策の柱になりつつある。

（2）半農半Xの実態と特徴：島根県の事例

外部人材の就農希望者のなかには本格的な農業を志向する者から兼業的農業や自給的農業を希望する者まで幅広く存在する。他方、受け入れ側をみると、担い手を育成する観点から専業農業向けの就農支援を実施する地域は多いものの、半農半Xなどの兼業的農業の支援に取り組む地域は少ない²⁴⁾。

24) 兼業的農業については、江川（2005）が山形県たかはた共生塾での取組を分析している。

表 3 島根県の半農半 X 支援事業の概要

事業名	半農半 X 支援事業
開始年度	2012年度
支援対象	①県外から UI ターン（住民票移動）して概ね 1 年以内。 ②農業経営開始時の年齢が原則65歳未満。 ③一定規模（年間農産物販売金額50万円）以上の営農を予定。 ※上記①～③を各市町が定める半農半 X 定住モデルに照らして認定。 ※県内14市町村で半農半 X 定住モデル策定。
助成内容	①就農前研修経費助成事業 ・就農前の研修（原則 6 か月・600時間以上）に必要な研修費等を助成。 ・助成金額：月額12万円（最長 1 年間）。 ②定住定着助成事業 ・定住開始後の営農に必要な経費等を助成。 ・夫婦それぞれ実践者として共同経営する場合、助成金額は月額18万円。 ・助成金額：月額12万円（最長 1 年間）。 ③半農半 X 開始支援事業（ハード事業） ・定住して営農を始める際に必要な施設整備の経費を助成。 ・農業経営開始後 5 年以上は県内で定住して営農を行う必要あり。 ・補助率：3 分の 1 以内（上限100万円）。

出所：島根県農業経営課「島根県における『半農半 X』の取り組みとその実績をふまえた今後の取組方向」2020年10月13日をもとに作成。

こうしたなか、県域レベルで唯一、半農半 X の実践をサポートしているのが島根県である。島根県はしまね移住ポータルサイト「くらしまねっと」を開設するほか、県内だけでなく、ふるさと回帰支援センター（東京情報センター）内にも島根県移住相談窓口を設け、積極的に移住にかかわる対応をしている。このような相談活動のもとで、島根県は2012年度から半農半 X 支援事業を実施しており、その概要を示したものが表 3 である。本事業は原則65歳未満の県外からの UI ターン者を対象とし、一定規模の営農要件（農産物販売金額50万円）を設定している。農産物を販売しない完全な自給農業の希望者は支援対象とはならないが、要件を満たす者には就農前後の研修費や必要経費、就農時の施設整備経費が助成される。

実際の農村現場での支援は市町村が担当している。市町村が設定する半農半 X のモデルに適合した者に対して上記の助成を行うほか、農業研修や農地確保、住宅確保等をサポートする。なかには UI ターン者と地域との仲介役となる支援員を設置している市町村もある。こうした支援によって移住した半農半 X の事業認定者は2021年10月時点では68名（家族を含めると119名）を数える（表 4）。その属性をみると、性別では男性、年代では20～40代の I ターン者が多く、中国地方をはじめ、近畿や関東など全国から移住している。半農半 X のうち、半農部分では野菜作（露地・施設）、半 X の部分ではサービスや農雇用、除雪が多い。なかには、自らのスキルを活かした自営のほか、地場産業の酒造会社に蔵人として勤める者もある。この半農半 X の組み合わせを前掲表 2 で示した分類で見ると、自営型農業×雇用型非農業（前掲表 2 の②）と自営型農業×雇用型農業

表4 島根県の半農半X支援事業認定者の概要（県内在住者）

事業認定者	68名（家族を含めると119名） ・性別：男52名，女16名 ・年代別：20代12名，30代25名，40代19名，50代7名，60代5名 ・形態：Uターン13名，Iターン55名 ・移住元：近畿21名，中国17名，関東14名，九州8名，中部6名，北海道2名
営農作目	露地野菜43名，水稲20名，施設野菜18名，花き6名，果樹4名，その他13名
半農半Xの類型	A. 半農半サービス：28名（道の駅，ホームセンター，コンビニ，新聞配達等） B. 半農半農雇用：23名（農業法人，集落営農，加工所等） C. 半農半除雪：8名（スキー場，高速道路除雪等） D. 半農半自営：6名（庭師，左官，写真家等） E. 半農半蔵人：5名（酒造会社） F. 半農半漁：1名（河川漁業）

注：2021年10月時点の実績。
出所：表3に同じ。

表5 半農半Xの実践者の所得水準と幸福度との関係

(単位：人)

区分		現在の幸福度		
		幸福 +やや幸福	どちらでもない	不幸 +やや不幸
現在の 所得水準	満足+やや不満	1	0	0
	どちらでもない	12	5	0
	不満+やや不満	10	5	3

注：表中のデータは島根県「半農半X意識調査結果」2015年による。
出所：島根県農業経営課「島根県における『半農半X』の取り組みとその実績をふまえた今後の取組方向」2020年10月13日の5頁の表を転載。

(同表の⑤)のタイプが多いことがわかる。

事業認定者に対して島根県が2015年に行った意識調査²⁵⁾をみると，現在の所得水準には不満を抱えているが，生活の幸福度は高いことから（表5），所得水準以外の要因が幸福度に作用している。図示はしていないが，周囲の自然環境や集落・自治会・周囲の住民とのかかわりにおいて満足度が高いため，環境も含めた地域との関係が幸福度に影響を与えている可能性がある。半農半Xでは，もともと地域との関係が深い農業に加えて，X部分でも地域とつながりをもつ。また，地域とのつながりを得るのは半農半Xの実践者だけではない。同伴した家族（配偶者，子供）も地域と深くかかわり，特に子供においては自然豊かな環境のもとで行われる教育を通じて地域への愛着が育まれる。農業を軸にしたマルチワークや生活が地域住民との関係を一層深め，それが半

25) 島根県農業経営課「島根県における『半農半X』の取り組みとその実績をふまえた今後の取組方向」2020年10月13日に掲載されたデータを用いた。

農半Xの実践者および家族の幸福度を高めているといえるだろう。

ただし、半農半Xの実践者のすべてが将来の地域農業の担い手になるわけではない。担い手不足の問題を抱える受け入れ側は半農半Xに期待するところは大きい。島根県によると、半農半Xから専門的な農業経営へシフトするのは2割に満たないという。ここにライフスタイルを内包した半農半Xの実践者と受け入れ側との齟齬がみられる。半農半Xを入り口にして、専門農業へ経営を展開したい希望者には関連する措置を講じる必要があるといえよう。

（3）農ケーシヨンの取組と課題：長野県須坂市の事例

半農半Xでは移住が必要であるため、外部人材の離職を前提とする。移住先では農業とX部分の双方で収入は見込めるものの、農業での収入が安定するまでには時間を要する。こうした事態を受けて、移住・離職をせずに半農半Xに取り組むことができる形態が試行されている。そこで、ここでは農村に滞在してテレワークをしながら農作業に従事する農ケーシヨンに着目する。農ケーシヨンとは、コロナ禍で普及したテレワークを活用し、地域での余暇を楽しみながら仕事を行うワーケーシヨン（ワーク+バケーシヨン）の農業版である。

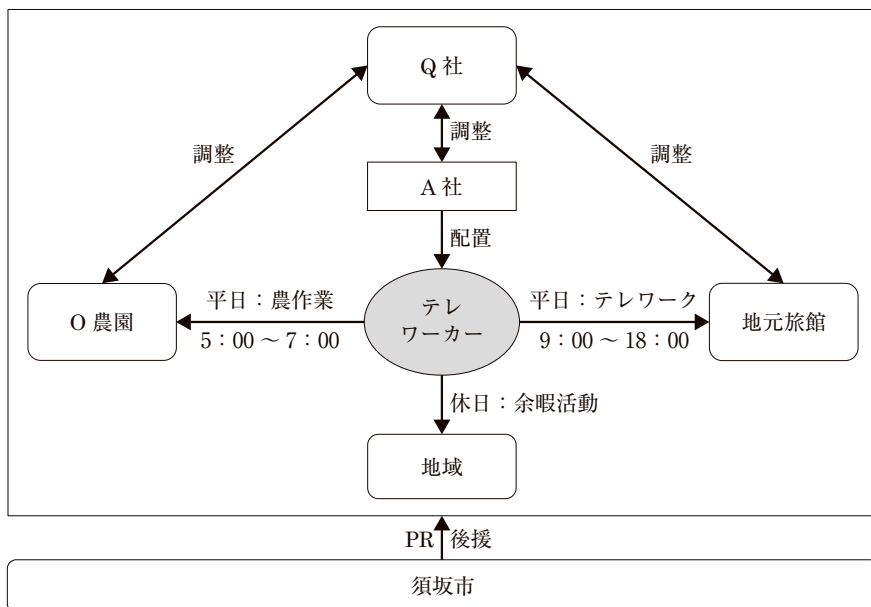
日本テレワーク協会によれば、ワーケーシヨンのタイプには、①地域で働くワーケーシヨン：事業創造、プログラム開発、企業合宿など場所を変えることで成果を高めるもの、②地方転移促進のワーケーシヨン：オフィスの地方への設置や分散、そのトライアルを行うもの、③移住・定住促進のワーケーシヨン：個人が二地域居住などを通じて、働きながら地方での生活の場を持つことやそのトライアルを行うもの、④休暇取得促進のワーケーシヨン：長期休暇を取得できるように便宜的にテレワークを実施するものといった4つのタイプがある²⁶⁾。このうち、農ケーシヨンは、③移住・定住促進のワーケーシヨンの性格に近く、半農半Xの体験型として位置づけることができる。

長野県須坂市で2021年6～7月に実証実験として行われた農ケーシヨンの取組を図6に示している。農ケーシヨンの企画・運営はQ社（ITサービス企業）が担当し、同社は事業に参加するA社（IT企業）とその社員（1名）を現地（須坂市）に紹介する。当該社員は地元旅館に滞在しながら早朝に農作業（O農園・ブドウ栽培）、日中にA社のテレワークに従事し、休日は農村で余暇を過ごす。なお、須坂市はPRや後援を行う立場で農ケーシヨンにかかわっている。この取組はワークが平日の半農半X、バケーシヨンが休日の余暇活動という組み合わせであり、半農半Xの部分では半農が早朝の農作業従事、半Xが日中のテレワークという形態になっている。

須坂市での農ケーシヨンは、短期間の実証実験ではあったが、表6のような効果がみられる。

26) 一般社団法人日本テレワーク協会の定義（https://japan-telework.or.jp/workation_top/；2022年3月1日アクセス）による。

図6 須坂市における農ケーシヨンの取組内容



出所：Q社の資料およびヒアリングにより作成。

表6 農ケーシヨンで見込まれる効果と課題

区分	見込まれる効果	課題
A社	<ul style="list-style-type: none"> ・福利厚生プログラムの拡充 ・社員の離職防止 	【テレワーカーと受入側】 <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーカーと受入農家や宿泊施設とのマッチング
テレワーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの効率化 ・自然環境を通じた健康増進 ・副業収入 	【農業】 <ul style="list-style-type: none"> ・農業技術の習得 ・作業単価の設定
O農園	<ul style="list-style-type: none"> ・農繁期の労働力確保 ・デジタル化に向けての助言 ・継続的なファンづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れ農家のサービススキル ・農閑期の受け入れ対応 ・移動手段の確保
地元旅館	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期滞在顧客の獲得 	【テレワーク】 <ul style="list-style-type: none"> ・ITインフラの整備
須坂市	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店や観光施設の活性化 ・移住や定住の促進 	

出所：Q社・O農園・須坂市からのヒアリングにより作成。

テレワーカーが所属するA社では福利厚生プログラムを拡充し、社員の離職を防ぐ効果がある。テレワークを行う社員は自然豊かな環境でのテレワークの効率化と健康増進を図ることが可能となる。他方、受け入れ側のO農園は農作業の労働力確保に加え、テレワーカーのスキルを活用したデジタル化の助言が得られ、滞在先の地元旅館は中長期の滞在客の獲得ができる。こうした農

ケーションの取組が、滞在中に利用される飲食店や観光施設の活性化や将来の移住・定住の促進をもたらすと見込まれている。

ただし、農ケーションの実証実験を通じた課題もみられる。テレワーカーと受け入れ側との課題ではマッチングの問題がある。実証実験ではQ社が調整して問題は生じていないが、農ケーションの取組が拡大した場合はマッチングサービスの開発に加え、トラブルへの対処も必要になる。次に農業面の課題をみると、短時間の農作業従事では技術の習得が難しいことが挙げられる。ここでは受け入れ農家が雇用サービスを受けるのではなく、逆に受入農家が農作業サービスを提供するかたちになっている。また、滞在先の旅館とO農園との移動手段の確保や農閑期での農ケーションの実施といった課題もある。一方のテレワーク面では、日中の仕事を円滑に行うために農村でのITインフラを整備しなければならない。

こうした課題はみられたものの、農ケーションは観光資源が乏しい農村に外部人材を呼び込む契機となる。受け入れ側では移住・定住につながるファン層の拡大や、テレワーカーのスキルを活かしたITサービスの提供、農村イノベーションなどが期待されている。

5. 結論と課題

本稿では、家族農業の本質的性格である兼業化の展開を踏まえたうえで、ポスト構造的兼業の半農半Xについて事例分析を行い、その実態と課題を整理した。

分析結果から、第1に、高度経済成長期以降の構造的兼業は、地域労働市場の発達と豊富な農家世帯員数の存在によって成立したことを示した。ここでの兼業化は、労働生産性の向上で余剰労働力となった農家世帯員が外部資本に吸引されることで起こり、兼業農家は階層移動することなく滞留し、後継者の帰農によって構造化された。

第2に、近年では構造的兼業が崩れていることから、外部資本が内部人材を吸収する構造的兼業から、内部資本（地域資源）が外部人材を呼び込むポスト構造的兼業へと転換する必要があることを明らかにした。また、外部人材を呼び込むために、関係者の連携・協力による受け入れ主体の形成が重要になることを指摘した。

第3に、鳥根県が支援する半農半Xの実践者の生活幸福度が高いことが確認された。その背景には、家族農業を軸にしたマルチワークが地域とのつながりを深め、それが幸福度に作用していることが挙げられる。また、外部人材を呼び込む契機となる農ケーションは、滞在中の農作業支援をはじめ、宿泊・飲食業の活性化や移住促進などの効果を有することを示した。

以上のことから、半農半Xによる兼業化の取組は、所得確保と地域との関係深化を通じて農村での暮らしを充実させると考える。ここに、新しい兼業形態としての半農半Xの意義と可能性をみる。今後はさらに、テレワークの普及によって居住地選択の自由度が増すなか、半農半Xへの

ニーズが高まるであろう。

ただし、鳥根県の事例でみたように、受け入れ側の期待は半農半 X の実践者が今一步を踏み出し、地域農業の担い手へ成長していくことにある。半農半 X の支援プログラムを担い手育成対策に接続させ、希望者にはキャリア形成にかかわる措置を講じることが受け入れ側の課題となる。そのためにも、農地や機械・施設等の経営資源のサポートをはじめ、関係機関の連携・協力体制を整備しなければならない。こうした措置によって兼業から専業へという段階的就農が実現すれば、外部人材を農業・農村に広く呼び込み、その成長を通じて家族農業の再生産を図ることができる。新たな就農ルートとして半農半 X を評価し、支援していくことが政策側に求められる。

なお、本稿ではポスト構造的兼業の論点として、外部人材による地域資源の活用に着目したため、内部人材（農家子弟）についての分析は行っていない。農家子弟の新規自営業者は減少傾向にあるものの、新規就農者のなかで一定の地位を占める。今後は内部人材と外部人材が連携を図り、地域資源を活用した6次産業化や農村観光、農泊等を行うことが期待される。農村内外の人材の分析を通じて家族農業のあり方を示すことが研究課題として残されている。

参考文献

- 赤羽武（1969）「山村問題の分析視角に關する一試論」『林業経済』。
- 稲本志良（1978）「稲作中型機械化体系の展開と規模・操業度効果」『農業計算学研究』11。
- 宇佐美繁（1993）「農民層分解論の概括と担い手問題」『農業経済研究』65巻2号。
- 江川章（2005）「新規参入からみた農村社会の展望」戦後日本の食料農業農村編集委員会編『農村社会史』農林統計協会。
- 国連世界食料保障委員会専門家ハイレベル・パネル（2014）『家族農業が世界の未来を拓く—食料保障のための小規模農業への投資—』農文協。
- 斎藤和佐（2008）「高度経済成長期以降の農家間所得格差」『農業経済研究報告』39巻。
- 塩見直紀（2003）『半農半 X という生き方』ソニー・マガジズ。
- 小規模・家族農業ネットワーク・ジャパン（SFFNJ）編（2019）『国連「家族農業の10年」と「小農の権利宣言」』農文協。
- 小農学会編著（2019）『新しい小農』創森社。
- 玉真之介（2006）『グローバリゼーションと日本農業の基層構造』筑波書房。
- 玉真之介（2020）「日本の兼業農家—その歴史的な性格と今日的意義—」『村落社会研究』第27巻第1号。
- 中安定子（1988）『現代の兼業』農文協。
- 日本村落研究学会企画・秋津元輝編（2019）『村落社会研究55：小農の復権』農文協。
- 真嶋良孝（2011）「食料危機・食料主権と『ビア・カンパシーナ』」村田武編『食料主権のランドデザイン』農文協。
- 矢口克也（2013）「兼業農家等の動向と課題」国立国会図書館『レファレンス』平成25年3月号。
- FAO（2018）“Work on Family Farming: Preparing for the Decade of Family Farming (2019-2028) to Archive the SDG's”。
- FAO（2019）“United Nations Decade of FAMILY FARMING 2019-2028”。
- Ruth Gasson, Andrew Errington（1993）“The Farm Family Business” Cab Intl.

（中央大学経済学部准教授 博士（農学））